Ⅱ. 実施計画

【目標】は、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の記述 (但し、6 (1) (2) (5) (6) (7) は、社会保険庁が定める独自の目標)

「数値目標」

・厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれた数値目標 を計上している。

「計画数値」

・社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成19年度に実施する計画(予定)数値を計上している。

「見込数値」

・事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成19年度の見込数値を計上している。

1. 適用事務に関する事項

(1) 国民年金の適用の適正化

【目標】国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用に より、国民年金の適用の適正化を図る。

[数値目標] 届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数:前年度を下回る

【計画】

① 20歳到達者の完全適用等

- イ 届出勧奨をしても加入手続を行わない新規適用者に対しては、職権により資 格取得処理を行い、年金手帳を送付し、20歳到達者の完全適用を行う。
- ウ 住民基本台帳ネットワークシステムに収録されていない20歳到達の在日外 国人を把握する<u>ため、市町村に情報提供を求められるよう法整備を行い、適用</u> 勧奨を実施する。
- 工 住民基本台帳ネットワークシステムから34歳到達者の情報を取得できるよう法整備を行い、未加入者を把握した上で適用勧奨を行う。

② 転職者等の種別変更の届出励行

- ア 事業主説明会等における被保険者に係る種別変更等の届出等の促進に係る周 知を行う。
- イ ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きの周知を図る。
- ウ 国民年金事務指導員による届出励行を実施する。
- エ 国民年金委員の活用による届出等の広報を行う。
- オ 第2号被保険者情報及び被扶養配偶者情報による第1号・第3号被保険者への種別変更の届出勧奨並びに職権適用を含めた早期適用を実施する。
- カ 国民年金の被保険者資格喪失後に一定期間を経過しても厚生年金保険等への 加入の届出がない者に対し、種別変更の手続に誤りがないか、確認を行う。

③ 市町村との連携

- ア 国民健康保険の保険者との連携による国民年金未手続者に対する届出勧奨等を実施する。
- イ 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国民年金と国民健康保険の被 保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を強化することを検討 する。
- ウ 市町村を経由して提出される国民年金関係の届書等について、市町村から磁 気媒体により報告を受けられるようにするため、システム開発に係る費用対効 果等を踏まえ、社会保険オンラインシステムの最適化を前提として、実施のた めの調整を進める。

			19年度見込	17年度実績
	見込数値	・第1号被保険者数	21,507,000人	21, 903, 485人
		第1号資格取得者数	5, 516, 000人	5, 083, 885人
		・第1号資格喪失者数	5, 675, 000人	5, 337, 704人
i				

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

[数値目標] 適用事業所数に対する事業所調査件数(<u>資格に関する調査を行っ</u>たもの) の割合: 4分の1以上

注) 未適用事業所に対して立入検査をした件数を含む。

【計画】

① 未適用事業所の適用促進

ア 雇用保険の適用事業所情報<u>、新規設立法人情報や関係機関からの情報</u>等を活 用し、未適用事業所を把握する。

イ 一定規模以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、重点的な加入 指導を行うとともに、職権適用を実施する。また、一定規模以上については、 次のとおり拡大する。

重点的な加入指導対象 職権適用対象 平成19年度平成18年度平成17年度10人以上10人以上15人以上10人以上20人以上

- ※19年度の重点的な加入指導対象には、10人未満の事業所でも外部からの情報 提供等により把握した事業所は含む。
- ウ 平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した適用促進業務 に係る市場化テストのモデル事業(平成18年度は104カ所の社会保険事務 所に拡大。)の実施状況等を踏まえ、平成19年度は、全ての社会保険事務所 に一般競争入札による民間委託を拡大するとともに、社会保険事務所において は、民間委託による適用促進を活用し、重点的な加入指導、職権適用の強化に つなげる。
- 工 社会保険事務局毎に適用促進への取組みに対する目標設定やその達成に向け た具体的な計画等を策定し、計画等に基づく確実な取組みを推進する。
- オ 適用促進対象事業所情報・事蹟管理システムを活用し、未適用事業所の効率 的かつ的確な管理や加入指導事蹟の継続的な管理等を実施する。
- カ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船 舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把 握する。また、漁船被保険者に係る失業(保険)部門の適用について実態調査 を実施する。

② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある<u>卸売業、小売業、運輸業、飲食業、労働者派遣業、サービス業等の業種や</u>短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。

- イ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険 者証の添付を指導する。
- ウ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所や、<u>被</u>保険者や関係機関からの情報等に基づき重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。
- 工 特に都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人 労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施する。
- オ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めるなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。
- カ その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請 書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。
- キ 「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、事業主の利便性の向上 と行政事務の効率化を図るため、特に適用関係6手続(資格取得届、資格喪失 届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届及び厚生年金保険被保険者住所変更 届)について、平成20年度までに届出全体の25%以上が磁気媒体届書作成 プログラムを利用した電子申請により行われるよう、利用促進に係る取組を実 施する。

<u> </u>	-		
	・新規適用事業所数	19年度計画	17年度実績
計画数値	* 利 規 週 州 尹 耒 月 剱 厚 生 年 金 保 険	前年度を上回る	66, 087所
可凹刻胆	政府管掌健康保険	前年度を上回る	65,010所
	船員保険	前年度を上回る	227所
	・ <u>訪問勧奨</u> 実施事業所数 厚生年金保険・政府管業健康保険	行動計画で定める件数	53, 129所
	・重点加入指導実施事業所数 厚生年金保険・政府管準康保険	行動計画で定める件数	4, 013所
	・事業所調査効果件数 「資格得喪関係]		
	厚生年金保險	前年度を上回る	55,217件
	政府管掌健康保険	前年度を上回る	49, 348件
	[標準報酬月額関係] 厚生年金保険	前年度を上回る	70,664件
	政府管掌健康保険	前年度を上回る	67, 443件
			1 1 1 1
			i

:	人物但除老次拉市共市坐示数	19年度見込	17年度実績
! ! ! ! 目:7 粉/結!	· 全被保険者資格喪失事業所数 厚生年金保険	36,000所	45, 223所
見込数値	政府管掌健康保険	35,000所	43, 789所
	船員保険	200所	240所
	・適用事業所数 厚生年金保険	1, 656, 000所	1,648,101所
	政府管掌健康保険	1,525,000所	1,515,290所
i i	船員保険	6,100所	6, 292所
	・賞与支払事業所数(年度延数) 厚生年金保険	1,906,000所	1, 932, 383所
1 1	政府管掌健康保険	1,615,000所	1,645,961所
	船員保険	4,000所	4,099所
	• 資格取得被保険者数 厚生年金保険	7, 556, 000人	6, 904, 641人
	政府管掌健康保険	5,028,000人	4,703,201人
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	船員保険	26,000人	28,745人
	•資格喪失被保険者数 『生年金保険	6, 502, 000人	6, 375, 211人
1 1 4 1	政府管掌健康保険	4, 590, 000人	4, 478, 890人
: !	船員保険	32,000人	29, 119人
	・被保険者数 厚生年金保険	33, 569, 000人	33, 021, 689人
	政府管掌健康保険	19, 697, 000人	19, 156, 318人
	船員保険	59,000人	64,834人
! ! !	・被扶養者数 政府管掌健康保険	16, 283, 000人	16, 493, 297人
	船員保険	92,000人	103, 105人

(3) 基礎年金番号と被保険者記録の適正な管理

【目標】基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。

【計画】

① 基礎年金番号による適正な届出の周知

資格取得届及び住所変更届等の届書が基礎年金番号により適切に行われるよう、 事業主に対して適正な届出の励行指導を行う。

② 基礎年金番号の適切な払出し

被保険者資格の新規取得時に、二重付番が行われないよう、疑重複調査確認票 による基礎年金番号の照会を徹底する。

また、年1回、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出して、重複付番者一覧表により重複付番の解消を行う。

③ 基礎年金番号への過去記録の統合・整理等

平成9年1月の基礎年金番号導入時に、現在加入している制度以外に公的年金に加入したことがある旨を申し出いただいた方及び氏名、性別、生年月日の3項目による名寄せを行い、合計約1,818万件を対象に、平成10年度から18年度にかけて順次照会を行い、年金手帳記号番号の基礎年金番号への統合を進めてきた。

平成19年度以降は、④の取り組みの中で引き続き記録の統合を進める。

④ 被保険者記録の適切な管理

<u>年金個人情報提供の充実により事前に記録を確認していただく機会を拡大する</u> ことにより、被保険者記録の整理に努める。

また、社会保険庁においては、年金記録に不安や疑問を持つ方に対し、ご本人 の年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、平成18年8月21日 から、年金記録相談の特別強化体制をとってきた。

<u>年金記録は、年金制度への信頼の基礎となるものであることから、平成19年</u> 度も引き続き、適切な被保険者記録の管理に努める。

(年金個人情報の提供について)

ア 社会保険庁からのアプローチ

- ・58歳到達者に対する年金加入記録のお知らせ及び年金見込額の提供(平成 16年3月~)
- ・裁定請求書の事前送付(ターンアラウンド)(平成17年10月~)
- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を活用した前年分の年金加入状況の提供(平成17年11月~)
- ・ねんきん定期便(平成20年4月予定、一部先行実施)

イ お客様からのアプローチ

- a インターネットによる年金個人情報の提供
 - ・インターネットによる年金見込額試算照会の受付を社会保険庁ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供(平成16年1月~)
 - ・厚生労働省電子申請・届出システムを利用し、個人認証(公的個人認証法に基づき都道府県知事が発行する電子証明書等)を活用して年金加入記録をインターネットにより提供(平成17年1月~)
 - ・社会保険庁独自のID・パスワード認証方式により、年金加入記録を即時

<u>に回答(平成18年3月~)</u> b 年金相談による対応

- - ・ねんきんダイヤルによる被保険者記録照会 ・社会保険事務所等の年金相談窓口における被保険者記録照会

2. 保険料等収納事務に関する事項

(1) 国民年金の収納率の向上

【目標】<u>国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督励の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等</u>により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。

平成19年度においては、現年度分保険料の納付率が80%に達するよう最大限努力するとともに、平成17年度分保険料の最終的な納付率が74.5%に達するように努める。

<u>なお、納付率向上の取組に関する評価について、次の点の検討を進</u>め、考え方を明らかにする。

- ① 未納者の具体的状況や属性(所得、未納期間、住所の有無、納付意向(拒否の有無)など)を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討する。
- ② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討する。

【計画】

① 未納者属性に応じた納付督励・勧奨の実施

市町村から提供された所得情報により、未納月数と所得からなる未納者属性の 区分けを行い、その未納者属性区分に応じた取組を行動計画として具体化して実 施する。

その実施に当たっては、未納者属性毎に最も効果的な対策を検討・実施し、実施結果の分析、評価を踏まえて随時行動計画の見直しを行い、さらに効果的・効率的な取組とする。また、度重なる督励・勧奨によっても納付又は免除等に結びつかない未納者のうち、一定の所得を有する者に対しては強制徴収を実施し、その他の未納者については、督励の内容や納付拒否の有無などを明らかにしておく。

② 納付督励の実施

- ア 社会保険事務所毎にa~dの督励業務の組み合わせによる効果的な督励を検討し、督励業務ごとの獲得可能な目標納付月数を設定し、月別の行動計画により、確実に納付に結びつく督励等を実施する。
 - a 催告状…現年度の未納被保険者に対し、納付月数等の納付状況を記載した国 民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)を送付し、納付意識の喚起 を図るとともに、未納保険料の納付を督励する。
 - b 電話…接触率の達成目標を設定した電話による納付督励を実施する。
 - c 戸別訪問…戸別訪問による制度周知、口座振替の促進、保険料収納等について、面談率の達成目標を設定し実施する。

また、職権適用した被保険者に対し、戸別訪問による制度周知及び納付指導を実施する。

- d集合徴収…役場、スーパーなどにおいて、未納保険料の納付相談等、いわゆる集合徴収を実施する。
- イ 収納対策強化社会保険事務局の指定を行うとともに、当該事務局に対する重 点的な指導・支援を実施し、納付率の改善を図る。
- ウ 行動計画の実施結果を分析し、未納者に対する効果的な納付督励の手法の検 討・普及等を図る。

③ 強制徴収の実施

- ア 市町村から提供された所得情報を活用し、所得があるにもかかわらず度重な る納付督励にも応じない未納者に対しては、強制徴収を行うとともに、その実 施規模を拡大する。
- イ 具体的には、未納者に対する「最終催告状」<u>の発行から差押えの執行までの</u> 強制徴収の対象者を、平成19年度は年間60万人に拡大して実施する(平成 18年度最終催告状発行目標:35万人)。
- ウ 最終催告状を送付して納付督励を行っても、なお納付に結びつかない未納者 には、「督促状」を送付する。
- エ 督促状を送付して納付督励を行っても、なお納付に結びつかない未納者には、 財産調査の上、財産の差押えによる滞納処分を行う。

④ 保険料免除制度、学生納付特例制度、若年層の納付猶予制度等の周知及び適正な 運用

- ア 障害年金等を受けている場合など、国民年金法で定められた要件に該当すれば当然に保険料が免除される法定免除や、保険料を納めることが経済的に困難な被保険者からの申請に基づき、所得に応じて保険料の全部又は一部の納付が免除される申請免除についての周知を図る。
- イ 学生でない若年被保険者からの申請に基づき、本人及び配偶者の所得要件の みで保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度の周知を図る。
- ウ 学生である被保険者からの申請に基づき、本人の所得要件のみで保険料納付 が猶予される学生納付特例制度の周知を図る。
- エ 保険料免除期間及び学生納付特例期間についての保険料の追納勧奨を実施する。
- オ ハローワークとの連携により、失業者に対し特例免除制度の周知を図る。
- カ 市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には<u>必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。</u>
- <u>キ 卒業予定年月を把握することにより、学生納付特例に該当する者に、必要な事項を印字した申請書を送付し、簡単な記載項目を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。</u>
- ク 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請 しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、 毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを円滑に実施 する。
- ケ 被保険者からの申請に基づいて行う免除等についても、その申請から承認ま での審査事務の迅速化を図る。

- コ 国民年金の免除等の申請書の入力等について、事務処理を事務局事務センタ 一で集約して処理し、受付と入力処理の分離及びOCR (光学式文字読取装置)による処理とし、窓口装置からの直接入力の原則禁止を図る。
- <u>サ 大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を</u> 代行することについて、法整備を行った上で実施する。
- シ 医療保険者の被扶養者情報や福祉事務所等の生活保護に関する情報について 提供が受けられるよう法整備を行い、その情報を活用して免除等に該当すると 思われる者には免除等制度の利用についての必要な届出及び申請の勧奨を実施 する。

⑤ 納めやすい環境づくり

- ア 資格取得時等における口座振替の勧奨及び口座振替割引制度の広報等により、 口座振替の加入促進を図る。特に、未納者に対する戸別訪問等において、口座 振替への切替を徹底して勧奨する。
- イ 平成16年から実施しているコンビニエンスストアやインターネットバンキ ングによる保険料納付の周知を図り、その利用の促進を図る。
- ウ クレジットカードによる国民年金保険料の納付について、法的整備を行った うえで19年度中の実施を図る。
- エ 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さのPRなど、口座振替の利用勧 奨を徹底する。

⑥ きめ細かい情報・サービスの提供

平成17年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を支払ったことを証明する書類を添付等することが義務付けられたことから、その証明書として「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を11月(1月から9月末までに保険料を納付した者)及び2月(9月以前に保険料の納付実績がなく10月から12月末までに保険料を納付した者)に発行し、1年間の納付状況の情報提供を行うことにより保険料納付意識の徹底を図るとともに、当該証明書に係る照会対応のためのコールセンターを設置する。

⑦ 民間委託

平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した国民年金保険料収納業務に係る市場化テストのモデル事業(未納者に対する保険料の納付督励、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託、口座振替の獲得、記録の管理及び報告)については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」に基づく民間競争入札の対象業務として、95カ所の社会保険事務所へ拡大し実施する(平成18年度:35カ所)。

⑧ 市町村、各種団体との連携・協力

- ア 市町村からの所得情報を電子媒体で取得し、未納者の属性に応じた効果的・ 効率的な対策を推進する。
 - ①一定額以上の所得層に対する強制徴収の拡大
 - ②中間層に対する督励事蹟に基づく納付督励の徹底
 - ③免除等の対象者層に対する免除勧奨の拡大
- イ 市町村の協力の下に、市町村が他の公金と併せて国民年金保険料の収納や口

座振替の促進を図ることができる方策を検討する。

- ウ 商工会及び都道府県商工会連合会を国民年金法に規定する納付受託者に指定 し、保険料収納業務の委託について、同意が得られた都道府県商工会連合会か ら順次実施する。受託した商工会は、商工会での窓口収納並びに経営指導員等 の戸別訪問による納付案内、保険料収納及び口座振替の勧奨を実施する。
- エ 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進 について協力を依頼する。
- オ 事業所に勤務する国民年金の被保険者について、事業主に対し、事業所にお ける国民年金制度の仕組みの説明や保険料納付の勧奨等に関して必要な協力を 求めることができる旨の法整備を行い、事業主に協力を依頼する。

		19年度計画	17年度実績
	・催告状発行件数	行動計画で定める件数	3,418万件
************************************	• 電話納付督励件数	行動計画で定める件数	823万件
計画数值	• 戸別訪問件数	行動計画で定める件数	1,774万件
	・最終催告状発送件数	行動計画で定める件数	172, 440件
	・保険料納付月数	行動計画で定める月数	12, 793万月
	・保険料納付対象月数	行動計画で定める月数	19,060万月
	・免除件数	行動計画で定める件数	3,815,029件
	・若年者納付猶予件数	行動計画で定める件数	340, 525件
	・学生納付特例件数	行動計画で定める件数	1,760,373件
		19年度見込	17年度実績
見込数値	・督促状送付件数	_	36, 398件
1 1 1	・コンビニ収納件数	967万件	589万件
	・追納件数	711, 638件	580, 160件

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の 確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保 険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

[数值目標]·保険料収納率^{生)}

厚生年金保険: 98.5%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 政府掌機保險: 97.9%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 船員保険: 92.1%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

口座振替実施率

厚生年金保険:84%以上 政府管掌健康保険:85%以上 船員保険:57%以上

注)上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保 険料調定(繰越)額の合計額に対する当年度の収納額の割合

【計画】

① 納期内納入の励行指導

- ア 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による 保険料納付の促進を図る。
- イ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再発防止の指導 を行う。
- ウ その他、インターネット等(マルチペイメントネットワークシステム)を利 用した保険料納付も可能であることを周知する。

② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ア 保険料納付の督励を早期に着手し、滞納保険料額が大きくならないうちに保 険料の徴収を行う。
- イ 滞納事業所の倒産、不渡情報等を早期に把握し、必要に応じて滞納処分の早期着手に努める。なお、滞納処分の実施にあたっては、十分に財産調査を行い、 実効のある処分を行う。
- ウ 長期又は大口となった滞納事業所等に対する滞納整理については、十分に対 策を立て、計画的に実施する。
- 工 社会保険事務局毎に徴収対策を計画的に実施するための具体的な取組計画を 策定するとともに、中長期的な目標設定やその達成に向けた具体的な計画等を 策定し、計画等に基づく確実な取組みを推進する。
- <u>オ</u> 徴収調査支援システムの活用等による効率的な業務を実施するとともに、滞 納処分の的確な実施の徹底を図る。

③ 労働保険との徴収事務一元化の推進

ア 社会保険・労働保険徴収事務センター (平成15年10月に各社会保険事務 所に設置) で実施している事務の更なる推進

a 届出の受付

社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新申告書及び社会保険と労働保険に共通する手続きの届出(7グループ19届出)の受付を行う。

b 事業所説明会の開催

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時(3月又は4月)に開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を 実施

c 滞納整理の実施

社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所(共通滞納事業所)について、納付督励及び差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施

イ グループ申請 (電子申請) の利用促進

・社会保険と労働保険の各種届出について、両制度共通の項目の入力が省略でき、一括で電子申請することができるグループ申請の利用促進を図る。(7 グループ19届出)

		19年度計画	17年度実績
	・差押え実施事業所数 (実事業所数)	前年度を上回る	13,631件
計画数値	• 滞納事業所数	前年度を下回る	105,545件
	・労働保険との 共通調査事業所数	前年度を上回る	1,385件
	・労働保険との 共通滞納事業所選定数	前年度を上回る	2,761件
		19年度見込	17年度実績
見込数値	・保険料等収納額 厚生年金保険	214, 352億円	200, 584億円
	政府管掌健康保険	67, 495億円	65,676億円
	船員保険	584億円	639億円
	児童手当	1,944億円	1,334億円
	・保険料等調定額 厚生年金保険	217, 961億円	203, 577億円
	政府管掌健康保険	68,831億円	67, 090億円
	船員保険	637億円	694億円
	児童手当	1,949億円	1,341億円

3. 保険給付事務に関する事項

(1) 年金給付の的確な実施

【目標】年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

[数値目標] 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)<u>について、請求者に対する</u>不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

・老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)

・障害基礎年金:3か月以内 ・障害厚生年金:3か月半以内

【計画】

① 迅速な決定

- ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。(平成18年度における達成状況の公表は平成19年5月目途)
- イ 年金支給年齢(60歳又は65歳)に到達する直前に、あらかじめ年金加入 履歴等が記載されている裁定請求書を本人宛に送付する仕組み(ターンアラウンド方式。平成17年10月より実施。平成18年度より失業給付等との調整 に関するパンフレットを同封)により、年金請求者の利便性の向上と年金裁定 に要する事務処理日数の短縮化を図る。
- ウ 58歳到達時において年金加入記録のお知らせを本人宛に送付し、事前に年 金加入記録を確認していただくことにより、裁定請求時の加入記録の再確認を できる限り不要とし、年金裁定の迅速化を図る。
- エ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、 事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。

② 適正な届出の周知

- ア 新規裁定の年金受給者に対する周知
 - ・年金の新規裁定者全員に対するパンフレットの送付
- イ 老齢厚生年金受給者に係る届出の指導
 - ・在職者の老齢厚生年金の全部又は一部支給停止の適正化を図るため、適用事業所の事業主から提出される算定基礎届の総括票により、60歳を超える厚生年金保険の被保険者となっていない就労者の人数の報告を求め、当該就労者が多い事業所に対する事業所調査を実施し、老齢厚生年金受給者に係る届出を適正に行うよう指導する。

③ 電子申請の利用促進

年金給付に関する手続について、平成19年度以降「オンライン利用促進のための行動計画」に利用目標率を設定するとともに、利用促進のための取組を実施する。

4			
		19年度見込	17年度実績
	・新規裁定者あて パンフレット送付件数	2, 429, 370部	1, 901, 587部
見込数値	・年金給付費 基礎年金(国民年金)	164,853億円	145,914億円
1	厚生年金	235,684億円	219,863億円
	・年金受給権者数 基礎年金(国民年金)	26, 394, 336人	24, 393, 056人
	厚生年金	27, 238, 331人	25, 109, 878人
	船員保険(新法)	2,232人	2, 127人
	・新規裁定受給権者数 基礎年金(国民年金)	463,656人	498, 186人
!	厚生年金	2,104,350人	1,503,277人
	船員保険(新法)	108人	85人